

令和 6 年第 3 回定例会

斑 鳩 町 議 会 会 議 録

令和 6 年 9 月 5 日

午前 9 時 0 0 分開議

於 斑 鳩 町 議 会 議 場

1, 出席議員（12名）

1 番	溝 部 真紀子	2 番	齋 藤 文 夫
3 番	中 川 靖 広	4 番	小 城 世 督
5 番	伴 吉 晴	7 番	嶋 田 善 行
8 番	井 上 卓 也	9 番	横 田 敏 文
10 番	宮 崎 和 彦	11 番	濱 眞理子
12 番	木 澤 正 男	13 番	奥 村 容 子

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長	福 田 善 行	係 長	吉 川 也 子
--------	---------	-----	---------

1, 地方自治法第121条による出席者

町 長	中 西 和 夫	副 町 長	加 藤 恵 三
教 育 長	山 本 雅 章	総 務 部 長	西 巻 昭 男
総 務 課 長	松 岡 洋 右	安全安心課長	曾 谷 博 一
住民生活部長	栗 本 公 生	住民生活部次長	北 典 子
福 祉 課 長	中 原 潤	国保医療課長	猪 川 恭 弘
都市建設部長	上 田 俊 雄	建設農林課長	手 塚 仁
都市創生課長	福 居 哲 也	会 計 管 理 者	安 藤 晴 康
教 育 次 長	本 庄 徳 光	教委総務課長	仲 村 佳 真

1, 議事日程

日 程 1. 一般質問

〔1〕12番 木澤議員

1. 観光事業等の指定管理者の選定について

（1）公募を行うに至った経緯と公募の目的・町が期待する具体的な効果につ

いて。

(2) 施設の管理だけでなく観光振興業務も含め、一体業務として公募する理由について。

(3) 観光協会に対する評価について。

(4) 観光関連団体に対する今後の活動の保障・支援について。

2. 災害時の断水を想定した既存井戸の登録について

(1) 町内に既存する井戸を災害時の生活用水等として町民が活用できるよう、既存井戸の調査・把握と災害時に公共の水として提供していただけるようなシステムづくりについて。

3. 町職員の管理職への登用について

(1) 女性職員の管理職への登用について。

(2) 近年、管理職への昇進を希望しない職員が増えていると聞くが実情はどのようなのか。また、管理職になると残業手当がつかなくなり給料が下がるケースがあるとのことだが実態はどうなっているのか。

(3) 管理職手当の見直しについて。

4. 業務委託における個人情報の取扱い・保護について

(1) 個人情報を取り扱う業務のうち、民間業者等に委託しているものはあるか。

(2) 業務委託する際の個人情報の取扱い規定や保護対策はどうなっているか。

5. マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴う今後の対応について

(1) マイナンバーカードの非所得者数とマイナンバーカードは所有しているが健康保険証との一体化をしていない方の人数について。

(2) 資格確認書の発行について。

(3) 制度変更の住民周知について。

〔2〕4番 小城議員

1. 法隆寺駅からの移動手段について

(1) 現在の交通手段について。

(2) シェアサイクルやループ（電動キックボード）の活用について。

(3) 今後の導入計画や町としての考え方について。

2. 課外授業や体験学習の現状について

- (1) コロナ前と現状の違いについて。
- (2) なくなったものの再開や新規の学習計画について。
- (3) 子どもたちの体験できる場の創出について。

〔3〕 2番 齋藤議員

1. 自治会の活性化について

- (1) 斑鳩町の自治会数の推移、自治会加入率の推移、文具料について。
- (2) 自治会に交付している文具料の引上げや集会所水道料の負担について。
- (3) 地域集会所施設整備費等補助金について。
- (4) 自治会加入促進について。
- (5) 自治会のあり方や運営について。

2. 公園行政の今後の方向性について

- (1) 斑鳩町の1人当たりの公園の敷地面積について。
- (2) 公園の管理について。
- (3) 斑鳩町の今後の公園行政について。

3. 認知症になっても生き生きと暮らせるまちづくりについて

- (1) 認知症の予防対策や早期発見の取組みについて。
- (2) 認知症の人がいる家族や介護者への支援について。
- (3) 認知症の人への正しい認識や啓発について。
- (4) 認知症の人の行方不明対策について。
- (5) 個人賠償責任保険への加入について。
- (6) 認知症施策推進計画の策定について。

4. 斑鳩町の農業振興について

- (1) 農業従事者や新規就農者への支援について。
- (2) 耕作放棄地や遊休農地の現状と解消に向けた対策について。
- (3) 地産地消の推進に向けた学校給食や販売所の充実について。
- (4) 農業振興について将来に向けた対策について。

〔4〕 1番 溝部議員

- 1. 先日、南海トラフ地震臨時情報が発表され、住民の防災への関心が高まっています。改めて斑鳩町の防災の取組みについてお伺いします

- (1) 地域防災計画では「職員がそれぞれの責務に基づき平常時から図上訓練、実践的訓練を習熟する」とあるが、どのような訓練をしているか。
 - ①職員さんの防災スキルは。
 - ②今後どのような訓練が必要か。
- (2) 災害対応する職員の食料、トイレ、宿泊施設の確保について。
 - ①現状について。
 - ②今後について。
- (3) 避難者の収容について
 - ①避難所のキャパ等について。
 - ②平時から民間施設と連携協定を結ぶことを検討できないか。
- (4) 感染症等により患されている方の避難について
 - ①現在の方針について。
- (5) 自主防災組織の現状について
 - ①さらなる活動のサポートについて。
- (6) タイムリーだからこそ、さらなる防災の意識向上をはかるための周知活動や、住民参加型防災訓練について。

〔 5 〕 1 1 番 濱議員

- 1. 補聴器購入費補助の充実を
 - (1) 現在までの補助実績について。
 - (2) 補助の申請に必要な経費の自己負担について。
 - (3) 現在の補助対象となる聴力レベルの緩和について。
- 2. 町職員の時間外勤務及び休暇取得状況に改善が必要ではないか
 - (1) コロナ禍の対応が変化し、ほぼ従前の勤務状態に戻ったと思われる。超過勤務や休暇の取得の変化についてお尋ねします。
 - (2) 災害に関連しての勤務等はどのように扱われるのかお尋ねします。
 - (3) 年間の正職員・その他職員の採用職員数・退職職員数について。
- 3. クーリングシェルターについて
 - (1) 熱中症警戒アラートが毎日のように発令されました。クーリングシェルの利用状況はいかがですか。
 - (2) 町内の商業施設も自主的に設置されています。いす等の設置と水分補給

ができるなど、店舗によりますが利用者もあります。町ではその情報を把握していますか。

- (3) クーリングシェルターへ行くこと自体が暑い中を移動しなければならないことであり、利用をあきらめるとの声も聞かれます。設置について住民の声・要望を受け止め、充実が必要ではないでしょうか。

〔6〕 5 番 伴議員

1. 町水道の地震等の災害対策について

- (1) 町水道の耐震化率を伺う。
- (2) 地震等で町水道が大きく破損した場合、水道水の備蓄は何日分もつのかを伺う。
- (3) 飲料水には使えないが、生活に必要な生活雑水をどのように確保されるのかを伺う。
- (4) 町水道の大地震に対する今までの対策及び、これからの対策を伺う。

〔7〕 13 番 奥村議員

1. 带状疱疹ワクチン接種費用助成について

- (1) 带状疱疹ワクチン接種費用助成について町の考えを伺う。

2. 命を守る A E D の充実について

- (1) A E D 内に三角巾を配備することについて。

3. 屋外で働く職員の熱中症予防対策について

- (1) 屋外で働く職員の熱中症予防対策のため「空調ベスト」を導入することについて。

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前9時00分 開議)

○議長(中川靖広君) おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、全員出席であります。

これより、本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、一般質問であります。

あらかじめ定めた順序に従い、質問をお受けします。

はじめに、12番、木澤議員の一般質問をお受けします。

12番、木澤議員。

○12番(木澤正男君) 皆さん、おはようございます。それでは私の一般質問をさせていただきますと思いますが、質問に先立ちまして、今回、台風10号が全国各地で猛威を振るい被害が出ており、今回の台風災害によりお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りいたしますとともに、被災された全ての皆様にお見舞いを申しあげます。被災地域の一刻も早い復旧と復興を心よりご祈念申しあげます。

それでは、通告書に基づきまして、質問をさせていただきますと思います。

1点目は、観光事業等の指定管理者の選定についてです。

この件については、今年の3月議会で町長の施政方針の中で「法隆寺iセンター等の管理運営については、民間活力を活用した効果的、効率的に行うことを目的に、令和7年度以降の指定管理者の候補者について、公募により選定することを検討していく」ということが示されました。

そして、それを受けて6月議会では、建設水道常任委員会の中で、斑鳩の里観光案内所(法隆寺iセンター)及び斑鳩町観光自動車駐車場指定管理者の選定手続き(案)が示され、その内容について町から説明がありました。

私は、そのときにも幾つか質問をさせていただきましたが、今回、改めて町が公募するに至った経緯や、また、町の観光事業についてどのような運営を目指そうとしているのか確認させていただきたいと思い、一般質問に挙げさせていただきました。

では、まず1点目の公募を行うに至った経緯と公募の目的、町が期待する具体的な効果についてお尋ねをいたします。

○議長(中川靖広君) 上田都市建設部長。

○都市建設部長(上田俊雄君) おはようございます。初めに、斑鳩の里観光案内所、斑鳩町観光自動車駐車場の指定管理者の公募とした経緯についてでございます。

平成17年10月に策定した斑鳩町の指定管理者制度運用方針では、「単独指定か公

募かの決定については、当該指定の管理により蓄積された貴重な経営資源を有効に活用することを基本とし、原則として現在、管理運営している団体を優先する。ただし、行政改革的観点から公募によるほうが改善効果が高いと判断される施設については公募とすることとし、将来的には原則として公募によることとする」と明記しております。

新型コロナウイルス感染症拡大では、観光業においても大きな打撃を受けることとなりました。現在は観光客数がコロナ禍前の状況に戻りつつあるものの、観光を取り巻く環境や、観光客の旅行スタイルは大きく変化し、国においても新たな観光施策が打ち出されており、町においても競争性や効率性、経済性の検討を行う中、今回、公募することに決定させていただきました。

次に、公募の目的及び期待する具体的な効果についてでございます。

ほかの自治体の事例では、公募により民間企業が指定管理者となったことにより、文化施設や周辺施設を活用した集客イベントの実施など、これまでにない取組みにより集客力を高め、飲食・物販サービスの充実などにより、観光客が滞在する時間を長くする事業展開を行うことにより、従前より観光客数と収益を伸ばし、かつ運営経費の削減も実施した施設もございます。

こうしたことから今回、当町が公募を行う目的といたしましては、民間活力を施設管理運営、観光振興に活用することにより、世界遺産法隆寺を核とした地域のにぎわいづくりや経済活性化を図り、持続可能な観光地域づくりを推進すること、また、本施設の管理運営においては、民間事業者等の観光DX、デジタルトランスフォーメーション導入等の、知識や能力に基づく創意工夫のある提案を求め、観光案内サービスの向上や管理運営費の削減等による費用対効果の最大化を図ることを掲げており、先進地事例と同様の効果を目指したいと考えているところでございます。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） もともと当時ですね、指定管理者制度に切り替わる際については、委託ができないということでそのような経過をたどってきたこともあって、将来的には公募を原則とするという規定になっているとのことです。

町の具体的な効果につきましては、私も昨年、建設水道常任委員会で視察に行かせていただきまして、民間の活力を活用することについて否定的なものではないというふうには考えております。

そうした中でですね、次の質問に移りたいというふうに思うんですが、2点目については、もともと3月の施政方針では、iセンターと観光駐車場に対する指定管理という

ことで書かれていましたが、6月の説明では施設の管理だけではなく観光振興業務を含め一体業務として公募するということで、これまでとは違うやり方で指定管理を進めようとしています、その理由についてお尋ねしたいと思います。

○議長（中川靖広君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 法隆寺 i センターにおけます施設管理と観光振興の業務についてのご質問でございます。

施設管理業務としましては、観光情報の発信や観光案内、観光パンフレットの提供、休憩場所の提供などの目的を持つ観光案内所の運営管理となっております。

また、観光振興業務といたしましては、観光客の誘致や受け入れ体制の充実、観光行事等の企画開催及び後援協力、観光関係団体等の支援などとなっております。

これらの業務は類似関連する取組みが多く、これまでも一般社団法人斑鳩町観光協会において、一体的に取り組んできたことにより、運営方針、人員配置や費用面において、効率的かつ効果的に事業を推進することができたものと考えております。

特に、人員配置につきましては、現在の担当職員を両業務ごとに明確に振り分けておらず、兼務で対応している状態でありますことから、人単位で分けた場合に非効率となり、必要人員が増える可能性が高いと思われます。

こうしたことから、新たな法隆寺 i センターの指定管理者の公募につきましても、施設管理と観光振興の業務を一体的に取り組む仕様としたところでございます。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） そうしましたら、今までにも予算のつける項目、配分については分けてたけども、実際には観光協会のほうでどちらもやっておられて総合的な運営をされていたということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（中川靖広君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） はい、そのとおりでございます。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） そしたら次、3点目のほうに移りますけども、これまで町は観光協会をずっと指定管理者として指定してきましたが、その観光協会に対して町はどのような評価をされているのかお尋ねいたします。

○議長（中川靖広君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 一般社団法人斑鳩町観光協会に対する評価についてのご質問でございます。

斑鳩町観光協会は、昭和41年6月に任意団体として設立され、平成21年4月に一般社団法人として設立とされております。同協会は、当町及びその周辺地域の観光文化の向上及び観光事業の健全な発展に寄与することを目的とされており、観光事業に関する調査及び情報の提供、観光客の誘致や行政機関、観光関連団体との連携協調など多様な観光業務に取り組まれておられます。

また、法隆寺iセンターにおきましては、平成8年の開館から管理業務を実施され、指定管理者制度導入後も指定管理者として継続的に運営されており、業務に精通し、その経験を生かした安定的な施設管理を現在も行っているとともに、観光振興においても、補助団体として貢献していただいているところと認識いたしております。

一般社団法人斑鳩町観光協会の評価といたしましては、経験値や安定性に優れている一方で、収益力、変革力や組織としての発展性などに課題があると考えております。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 今までずっと観光協会に指定管理者として指定をしてきましたが、これまでこういった課題があるのか等については、なかなか議会のほうにもそういった報告もない中で、今年の3月になって、私にしたら急にこの話が出てきたなあというふうに感じてるんですが、これまで観光協会とそうした課題、町が求める内容について、町から指導をしたりとか相談をされたりということはされてきたんでしょうか。

○議長（中川靖広君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 課題等につきましては、観光協会とは毎月の協議の場において議論させていただいているところでございます。

その中で、町側の視点からの観光協会の課題としまして、町が補助金を交付しているものの、観光協会は独立した法人でありますことから、町の意向が事業に反映されにくいということを思っております。

このことから、指定管理者の公募により、あらかじめ業務仕様書の中で町の意向を明確にし、複数の提案内容から候補者を選定すること、町の目的でございます持続可能な観光地域づくり、観光DX等による観光案内サービスの向上や、管理運営費の削減などを進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） そうした効率を求めていく改革が、町としては必要だということとは認識できるのはできるんですけど、この間、観光協会のほうとですね、例えば法隆寺をはじめとした地元とのつながりを強化して、それを生かした取組みなんかはされて

きました。例えば、これが民間業者になったときに、そうしたつながりというのは守られるのかなあとか、そういう点について心配があるのですが、町はそういう点についてはどういうふうに考えておられるでしょうか。

○議長（中川靖広君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 現在、公募をしている最中ですので、決定されたときにまたその辺の検討もさせていただきますけども、観光協会が取られた場合、または民間の違う業者さんが取られた場合、いずれにいたしましても、町はサポートして現在の状況をいい部分は引き継いでいきたいと考えているところでございます。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） そしたら次、4点目なんですけど、これは6月の建設水道常任委員会の中でも確認をさせていただいたんですが、再度、改めて確認をさせていただきたいと思います。

これまで観光協会のほうで、観光関連団体の皆さんの活動を支援する様々な活動をしていただけてきました。最終的に公募の結果がどうなるかというのは、12月になってみないと分かりませんが、観光関連団体の活動については、これまでどおり継続的な活動ができるようにしていただきたいと思いますけど、町の見解をお尋ねいたします。

○議長（中川靖広君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 観光関連団体に関するご質問でございます。

初めに、現在、指定管理及び観光振興業務について連携している関連団体には、通訳ボランティアガイド団体である斑鳩アイセスSGG、ボランティアガイド団体である斑鳩の里観光ボランティアの会、竜田川の周辺自治会などで構成される紅葉まつり実行委員会がございます。

これまでの指定管理者の選定におきましては、業務水準書の中で斑鳩町に来られる観光客に対する案内業務として、斑鳩町の観光案内及び県内・県外の観光情報を提供できるものとするを掲げて発注し、現在も指定管理者である一般社団法人斑鳩町観光協会において各種団体と連携いただいております。

公募になりましたけどもこれまでと同じ仕様で募集を行い、新たに観光振興業務において観光を通じたまちづくりに寄与する人材の育成及び活用、また、観光行事等の企画開催及び後援協力において関連団体との運営や事業補助、協力を実施するよう掲げております。

また、審査基準におきましても、観光関連団体との連携協力については評価項目とし

審査対象としており、今後、応募者から提案されます内容を確認し、関連団体と連携してまいりたいと考えております。

なお、関連団体に対する活動の支援、協力につきましては、関係団体の活動目的や方針、団体の規模、活動状況や観光情勢などを踏まえまして、適宜、協議し実施してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） この点については公募の結果はどういう形になろうとも、関連団体の方の活動については継続して行っていだけるような措置を取っていくということで理解をしておきます。

また今後、その団体の方とも直接、相談をしていただきながら、どういったことが必要なのか等についても、また町としてどういったことが対応できるのか等についても具体的に話をしながら進めていっていただきたいと思いますので、よろしくお願いしております。

今回、4点にわたって質問させていただきました。今回の指定管理者の選定については、これから公募が行われ、どういった応募があるのか、またプロポーザルによってどのような提案がなされるのかは現時点では分かりませんので、また、その結果について12月の議会で議案として提出をされる予定だとお聞きをしていますので、それを受けてしっかりと審議をしていきたいと思っております。

がですね、いずれにしても町の観光事業が発展するためには何が必要なのか、どうすればよりよい取組みになるのかという点で、町も取組みを進めていっていただきたいというふうに思いますので、この点についてお願いをいたしまして、この質問については終わります。

次に、2点目の質問です。

2点目は、災害時の断水を想定した既存井戸の登録についてです。

今年の3月議会では、私は能登半島地震の教訓について、同様に一般質問で取り上げさせていただき、石川県七尾市での災害時の断水の教訓から、町管理の井戸で使えるものについては廃止せず、災害時に活用できるよう維持管理していくべきではないかとの提案をさせていただきました。

今回の質問については、町管理の井戸ではなく、町内の住民さんや企業さんなど民間で管理されている井戸について、災害時に活用できる方法を考えていきませんかという質問です。

南海トラフ地震がいつ起きてもおかしくないという状況の下で、広範囲に巨大地震が来れば、他自治体からの支援もなかなか受けられないということが想定されます。

しかし、町としてまた個人として備蓄できる物資は限られており、長期にわたる断水への備えとして、活用できるものはないかと調べていたところ、県下の自治体でもお隣の平郡町を含め幾つかのところで、民間の既存井戸について災害時に公共の水として使えるよう協力を呼びかけ、事前に登録していただくという取組みをされていることが分かりましたので、斑鳩町でも災害時の断水を想定し、そうした取組みができないかと思い、質問に挙げさせていただきました。

それでは、町の見解をお尋ねいたします。

○議長（中川靖広君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 災害時の断水を想定した既存井戸の登録についてのご質問です。

本年1月1日に発生した能登半島地震においては、10万戸に及ぶ断水が発生し、飲料水をはじめトイレや入浴、清掃などに使用する水道水が使用できなくなり、住民生活に大きな支障が発生したところでございます。

ご提案の、住民等が所有する井戸を事前に登録してもらい、災害時に生活用水として使用する取組みが、奈良県では奈良市、天理市、宇陀市、御所市、そしてご紹介のあった平郡町で取り組まれております。

今後、既存井戸の活用について、町としては生活用水に活用するにあたって、水質が衛生的に使用可能か、どのようにして水をくみ上げるのか、大量の使用に耐え得る湧水量が十分にあるのかなどの課題、問題点を想定しているところですが、先進地事例の調査・研究を進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 調査・研究をしていきたいということですので、今回この質問については初めてさせていただいて、私もまだ他町の実態等については把握してないところもありますので、町のほうで先進地の事例について調査をしていただいて、ぜひ前向きに検討していただくことをお願いいたしまして、もうこの質問については終わっておきたいと思います。

そしたら次に3点目の質問ですが、3点目は、町職員の管理職への登用についてということです。

近年、全国の地方自治体で人材確保に苦慮するというケースが増加をしています。少

し前までは、公務員といえば安定した職業であると認識され人気の高いものでした。

当時は職員の新規募集を行えば、ものすごい倍率になるほどの応募数があったかと思いますが、そうした時期と比べ、現在、応募数は減少してきているのではないのでしょうか。

全国的に見ると、地方公務員の離職率は近年、増加してきており、特に、若手地方公務員の離職が目立つとのこと。斑鳩町でも職員適正化計画により職員定数200名を目指して、現在の180名から職員数を増やそうと新規職員を採用しても、それ以上に退職者が出るためなかなか職員数が増えず、町職員にはかなりの業務負担がかかっていることが想定されます。

そうした中でも、行政サービスを維持向上し住民の暮らし福祉を守るという観点から、町職員の人材確保、育成については喫緊の課題であると私は認識しています。

こういう状況については、どうすれば改善していけるのか議会での積極的な議論が必要だと思いますが、今回は職員の管理職の登用について焦点を当て質問に挙げさせていただきました。

それでは順を追ってお尋ねしていきたいと思います。

まず1点目ですが、女性職員の管理職への登用についてです。

斑鳩町では、女性職員の管理職への登用については、具体的な数値目標を持ってその達成に向けた取組みが進められていると思いますが、現在の状況はどうなっているのかお尋ねいたします。

○議長（中川靖広君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 女性職員の管理職への登用についてのご質問です

斑鳩町では、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間を計画期間とした、斑鳩町特定事業主行動計画において、管理的地位にある職員に占める女性の割合を30%以上にする目標を設定しているところでございます。

各年度の4月1日時点の管理職員に占める女性の割合は、令和3年度で32.7%、令和4年度で34.0%、令和5年度で34.0%と目標を上回っていました。令和6年度については、管理職員52人のうち女性職員は15名であり、女性の割合は28.8%と僅かに目標を下回っているところでございます。

今後におきましても、適切な人事異動とジョブローテーションに取り組み、職員の能力開発を進め、性別にかかわらず能力に応じた管理職への登用を進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） この間、目標達成はしてきたけども、今年度、若干下がっているということですね。目標達成に向けた取組みは行ってきていただいているというふうには認識します。

引き続き、町の人口割合からすると、やはり女性の方と男性、セクシュアルマイノリティの方もいらっしゃいますけども、人口比に応じた登用によって町民全体の暮らしがよくなっていくというふうに考えますので、引き続き、女性職員の管理職への登用については、向上を目指して頑張ってくださいますようお願いをしておきます。

そしたら次に2点目ですけども、冒頭で述べましたように、公務員のなり手が減ってきているということと併せて、管理職への昇進を希望しない職員が増えているというふうにお聞きしています。

この点について、斑鳩町の実情はどうかということと、管理職になると残業手当がつかなくなり、給料が下がるケースがあるということを以前にお聞きしたことがあるので、そういった実態があるのかという点についても併せてお尋ねいたします。

○議長（中川靖広君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 管理職への昇任についてのご質問です。

斑鳩町職員における昇任希望に係る状況につきましては、昇任に当たり、個々の職員の昇任に係る意思確認を行う制度とはしていないことから、昇任を希望しない職員の状況は把握をしていないところでございます。

ただ近年、働き方や価値観が多様化し、特に若い世代では仕事よりもプライベートに重点を置く考え方が主流となっており、昇任したくないと考える人が増えてきていると言われております。

次に、管理職手当を支給する職員に、時間外勤務手当が支給されなくなることによる給与支給額への影響についてです。

初めに、係長級職員の時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当の合計支給額について、令和5年度で申しあげますと、災害対応等の特例的な業務があったものを除いた職員のうち、最も支給額が多かった者のひと月当たりの平均支給額は14万9,319円でありました。

次に、課長補佐級の管理職手当のひと月当たりの平均額は3万336円となっています。仮に、課長補佐級職員の管理職手当の額が、係長級職員の時間外勤務手当等の支給額が最も多かった職員の支給額を下回らないようにした場合、課長補佐職員の管理職手

当について、月額約１２万円増額する必要があり、課長補佐級職員の管理職手当で年間約４，０３２万円の増額となります。

また、課長級職員及び部長級職員の管理職手当の額を、現在の課長補佐級職員の支給率との比率と同様となるよう引き上げますと、年間約４，１００万円の増額となり、合わせて全体で約８，１３２万円の増額となります。

このような状況の中、町といたしましては時間外勤務が常態化している状況を解消することが最も必要であると考えており、適正な組織規模となるよう計画的に職員を採用するとともに、業務量の削減や業務の効率化の取組みを実施することにより、長時間にわたる時間外勤務の解消を目指してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（中川靖広君）　１２番、木澤議員。

○１２番（木澤正男君）　私もちょっと実態を知りたいと思って一番残業が多い方の実態についてお聞きしましたが、係長級の方の平均になると金額はどれぐらいになるのでしょうか。

○議長（中川靖広君）　西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君）　平均支給額の状況についてご説明させていただきます。

令和５年度の時間外勤務手当等の係長級職員のひと月当たりの平均支給額は、ひと月当たり５万３，９０５円となっております。

これを仮に課長補佐級職員の管理職手当の額を、当該平均支給額を下回らないようにした場合、課長補佐級職員の管理職手当について、月額約２万４千円増額する必要があり、課長補佐級職員の管理職手当で年間約８０６万円の増額となります。

また、課長級職員及び部長級職員の管理職手当の額を、現在の課長補佐級職員の支給率との比率と同様となるように引き上げますと、年間約８２０万円の増額となり、合わせまして全体で１，６２６万円の増額となるところでございます。以上です。

○議長（中川靖広君）　１２番、木澤議員。

○１２番（木澤正男君）　この点については今、聞かせていただきましたけども、平均でも係長級の方の残業を加えると、管理職の方よりも２万円ほど高くなってしまって、逆転現象が起きてるんだなということで、それを解消するには、部長がおっしゃったように、そもそもやはりこうした残業のあり方を減らしていくというのと、きっちり職員を採用して、定数に近づけていくということが根本の解消に必要な対応だというふうに思いますが、今の逆転現象というのをただ言ってもなかなか、急に職員を増やすということもできない状況の中で、私は職員さんがもっと意欲を持って働いていただけるような

環境づくりをするそのひとつの方策として、管理職手当の見直しについても検討しているとはどうかなというふうに思うんですが、３点目の管理職手当の見直しについて、町としてはどのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

○議長（中川靖広君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 管理職手当の見直しについてのご質問です。

斑鳩町の管理職手当は、一般職の職員の給与に関する条例の規定により、その職務の特殊性に基づき、給料月額１００分の１４を超えない範囲の額を管理職手当として支給しているところでございます。

現在、部長級職員で１３％、課長級職員で１０％、課長補佐職員で８％となっております。

時間外勤務手当等は、所定の勤務時間を超えてなされた労働の対価として支給される手当であり、管理職手当は管理職としての職責への対価として支給される手当でございます。手当としての性質が異なることから、その額のみを比較するのではなく、今後、県内他市町村の状況等も調査の上、管理職手当の在り方について検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（中川靖広君） １２番、木澤議員。

○１２番（木澤正男君） もうかなり以前の話にはなるんですけども、当時、係長級の方から、管理職になると、給料が下がってしまうんだよという話を実際に聞いたことがあって、現状、現在ではどうなってるのかなというふうに確認をさせていただきました。

単純に差額分を引き上げればいいのかという、そういう話ではないというふうには思いますが、管理職の方だけじゃなくて職員全体としてきちっとやはり昇給していけば、それに見合った給与になっていくということは、職員の方全体の意欲の向上につながるというふうに思いますので、私、今回こういう見直しをしてはどうですかという提案をさせていただきますけど、こうするべきだというふうに思いませんので、それについてはぜひ職員さんの中でも検討していただきたいなというふうに思いますので、今回についてはこの提案ということで終わっておきたいというふうに思います。

先ほど部長に答えていただきましたような、残業代だけで月１５万円近くなるということになると、時間に換算するとどれぐらいになるのかという点については、そうした働き方を解消していくということが必要になるかなと思いますので、そうした点についてはまた改めて別の形で質問をさせていただこうと思いますので、この点についてもよろしく願いをしておきます。以上です。

そしたら次、４点目の質問に移ります。

それでは、次の質問ですが４点目は、業務委託における個人情報の取扱い保護についてです。

今年７月４日の読売新聞に、自治体などから印刷業務等を請け負っていた京都市にある情報処理サービス会社がサイバー攻撃を受け、和歌山市や徳島県などで４０万件近い情報の流出が明らかになったとの記事が掲載をされていました。

その請負会社の広報資料によりますと、５月２６日に複数のサーバーやパソコンの情報が暗号化され、身代金要求型のウイルスに感染したことが判明し、６月１８日に攻撃者グループのリークサイト上で、盗まれた情報のダウンロードＵＲＬを確認したとのことでした。

住民税の納税通知書の印刷業務を委託していた和歌山市では、２０２３年度の市民税、県民税の納付者の氏名や住所、納付額などおよそ１５万件が漏えいしています。

和歌山市は、その請負会社が２０２３年度の委託契約終了時に市の情報を削除する決まりだったのに、それを怠っていたと指摘をしています。また、徳島県でも、納税者の氏名や車のナンバーなどが２０万件、同じく高松市では災害弱者ら１，６０５人分の名前や住所などが漏えいしたとのことでした。このように住民の個人情報がサイバー攻撃によって漏えいするという事件が発生しており、個人情報保護が強く求められている行政や請負業者の安全対策が問われる事態となっています。

こうした個人情報が漏えいするという事件は、原因は様々ですが度々マスコミで報じられており、その度に斑鳩町も他人事ではないと痛感をしています。なので今回は現状の確認も含め、この件について一般質問で取り上げさせていただきました。

では順にお尋ねしたいと思います。

まず１点目の個人情報を取り扱う業務のうち、民間業者等に委託しているものがあるのか、お尋ねをいたします。

○議長（中川靖広君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 個人情報を取り扱う業務のうち、民間業者等に委託している業務についてのご質問です。

個人情報を取り扱う業務のうち、民間業者等に委託している業務は非常に多岐にわたっていますが、例えば、個人情報を民間業者等に提供し作業を行わせる業務としては、町税納税通知書作成業務、国民健康保険税納税通知書作成業務、後期高齢者医療保険料通知書作成業務、介護保険料通知書封入封緘業務、健診等勧奨ハガキ印刷業務、計画策

定業務におけるアンケート調査の実施などがあげられます。

また、窓口での受付業務等を委託し、民間業者に個人情報を取り扱わせる業務としては、役場庁舎の総合案内や宿日直業務、生き生きプラザ斑鳩の総合案内、中央体育館受付業務などが挙げられます。以上です。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 斑鳩町でもこうした多分野にわたって民間委託をされているということで、本来、住民の皆さんの個人情報を扱う仕事というのは、本音で言うと町職員の方にきちっと作業も含めてやっていただきたいという思いはありますが、今の業務量からすると、民間委託を活用するのはもう致し方ない面もあるというところはよく分かりますので、そうした中できちっとした管理を行っていく必要があるのかなというふうに思います。

私は記憶にないのですが、斑鳩町で実際に個人情報が漏えいしたということがあるのかどうか、念のため確認をさせていただきたいと思います。

○議長（中川靖広君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 今回の和歌山市の件も含めまして、委託業者にも確認をさせていただいた中ではございません。以上です

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 分かりました。そうしましたら2点目ですね、業務委託する際の個人情報の取扱い規定や保護対策について、どうなっているのかお尋ねをいたします。

○議長（中川靖広君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 業務委託における個人情報の保護対策についてのご質問です。

個人情報保護法第25条では、「個人データの取扱いの全部または一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない」と規定されているところでございます。

また、国の個人情報保護委員会が作成した、行政機関等向け事務対応ガイドでは、「個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、個人情報に関する秘密の保持、利用目的以外の目的のための利用の禁止等の義務、個人情報の安全管理措置に関する事項などを契約書に明記することや、取扱いを委託する個人情報の範囲は、委託する業務内容に照らして必要最小限でなければならない」ということが示されているところでございます。

これらのことから、斑鳩町におきましては、個人情報を取り扱う業務を民間業者等に委託する際は、契約書・特記事項・特約事項などにより秘密保持の義務などを明記し、個人情報保護対策の指示、確認を行っています。

また、委託業者に個人情報を提供する場合における保護対策としては、ネットワークを介して引き渡しを行う場合、委託業者と町の専用回線を使用するなど、安全性の高いセキュリティ環境を確保しております。

そして、ネットワークを介さずに、個人情報を委託先に提供を行う業務では、例えば、個人情報をＣＤ等の媒体に保管して業者に提供する場合がございますが、こうした場合には、受渡書、引渡書にて書面でそのやり取りを記録するとともに、業務完了後にはデータ消去の証明の提示や、返却されたＣＤ等の媒体を破棄するなどの対策を講じております。

さらには、個人情報の漏えいを防ぐため、こうした保護対策とともに職員の意識の向上が必要であることから、日頃から業務上の注意喚起を促すとともに、情報セキュリティ研修を実施するなど、その取組みを行っております。

今後も引き続き、国が示す運用基準等を確認しながら、個人情報の保護対策に遺漏のないよう進めてまいります。以上です。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 国のほうからもきちっと対策が示されて、町はそれにのっとってやられているということで、当然、町独自でこんな対策というのなかなか難しいと思いますので、国のガイドラインに従ってきちっとルールに基づいて行っていくのが必要かなというふうに思いますが、いろいろこれまで情報が漏えいした事件なんかの報道を見てみますと、やはり委託先の業者のほうからサイバー攻撃を受けたり、例えば、USBで持ち出してはいけないところを持ち出してしまったりというようなルール違反などが見受けられますので、そうした点についても町のほうできちっと監督していけるような体制づくりを、今後も強化していただきたいというふうに思います。

この点については今回、こういったものが業務委託されているのかというのと、対策についてはどうなっているのかというのを確認できましたので、質問については以上で終わっておきます。

そしたら次に5点目の質問に移ります。

5点目は、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴う今後の対応についてということで挙げさせていただいてます。

昨年、マイナンバーカードと健康保険証を一体化する法改定が行われ、今年２０２４年の１２月２日以降は新規の保険証が発行されなくなりました。政府は「マイナ保険証への移行を進めるため、２０２４年１２月２日で新規保険証の発行が終了する」との宣伝を繰り返し行っています。そのため、１２月２日で、今持っている健康保険証が使えなくなるのかなどの不安が広がっているとの報道があります。

また１２月２日以降に、マイナ保険証を持っていない方には、現行の保険証の期限が切れた際には資格確認書が発行されることになっていますが、資格確認書については原則として本人からの申請が必要となっており、こうした切替えの際の手続きについてもよく分からないとの不安の声があります。

また、現在、医療機関にかかる際に医療機関の側から、マイナ保険証は持っていないのか、マイナ保険証を出してほしいなどとしつこく言われ、マイナ保険証がなければ受診できないのかのような誤解も生まれているとの話をお聞きします。

そもそもマイナンバーカードの取得は任意であり、それを義務づけるかのような、今回のマイナンバーカードと健康保険証の一体化という、そのやり方自体が間違っているというふうに思います。

またさらに、すでにマイナンバーカードを持っても保険証機能をつける手続きをしないと、マイナ保険証としては使えないということを知らない方もおられ、こうした制度が変わることに対する正確な情報提供や、被保険者からの不安や疑問にお答えできる丁寧な対応が必要だと感じています。

そうしたことから今回、今後の対応等について確認させていただきたいと思い、質問に挙げさせていただきました。

では１点目ですが、そもそもマイナ保険証を持っていない方がどれくらいおられるのか、町としてもしっかり把握しておく必要があると思うのですが、現在、まずマイナンバーカードを持っていない方、またマイナンバーカードは持っているが健康保険証との一体化をしていない方というのはどれくらいおられるのかお尋ねをいたします。

○議長（中川靖広君） 栗本住民生活部長。

○住民生活部長（栗本公生君） 斑鳩町のマイナンバーカードの交付状況でございます。

令和６年６月末時点では、２万１，８１７枚、交付率にいたしますと７７．７％となっております。

また、斑鳩町で保険証として紐づけをしていない方、またはマイナンバーカードを保有していない人の中で、国民健康保険や後期高齢者医療の被保険者につきましては、厚

生労働省からの情報によりますと、令和6年6月末の状況で、国民健康保険では被保険者総数4,824人のうち1,891人、後期高齢者医療では被保険者総数5,196人のうち2,129人となっているところでございます。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） マイナンバーカードの交付率が77%であるけども、紐づけをされていない方はやはり相当な数がまだいらっしゃるんだなというふうなことです。今でも不安の声はありますけども、その切替えが近づくにつれてこうした状況というのはより大きくなっていくというふうに思いますので、町としてこうした点を把握して早いうちからの対応をお願いしたいというふうに思うんですが。

次に、2点目のほうに移ります。

冒頭にも述べましたが、現在持っている健康保険証の期限が切れると、12月2日以降は新規の保険証が発行されず資格確認書へと切り替わります。その際、原則として本人の申請が必要となっていますが、この点については国が示すとおり国民健康保険については、保険者である町が申請のあるなしにかかわらず、全て保険者に対して資格確認書を発行されるのか、この点について確認させていただきたいと思います。

○議長（中川靖広君） 栗本住民生活部長。

○住民生活部長（栗本公生君） 初日の総括質疑でもお答えをさせていただいたように、後期高齢者医療と同様に、国民健康保険も申請なしで交付をしていただける予定としております。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） あとですね、直接的には関係ないのかもしれませんが、国民健康保険の被保険者は、70歳になると高齢受給者証が発行されていますが、その取扱いについては今後どのようにしていくのか、確認をさせていただきたいと思います。

○議長（中川靖広君） 栗本住民生活部長。

○住民生活部長（栗本公生君） 70歳から74歳に発行しております高齢受給者証につきましては、現在の保険証と同じく来年の令和7年7月末までが有効期間となっております。その期間であれば、そのままご使用いただけるという状況でございます。

来年の8月以降につきましては、資格確認書の中で70歳から74歳の人の負担割合を表示することができますので、現行の高齢受給者証は廃止するということになります。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） そのほうが混乱がないのかなというふうに思いますので、理解

をしておきます。

それと、これも初日の後期高齢広域連合の規約のところで質問させていただいたのですが、短期保険証の発行について、初日の答弁では、短期保険証について廃止されるので、それが資格確認書に切り替わると、おのずと、もともと短期保険証を3か月とか6か月とかいう期限で発行されていましたが、それが全て資格確認書になると1年になるというお答えをいただきましたが、これは国民健康保険でも同様に考えてよろしいでしょうか。

○議長（中川靖広君） 栗本住民生活部長。

○住民生活部長（栗本公生君） 現在、国民健康保険法の改正によりまして、従来の短期証というものはなくなります。そういったことから資格確認書は現在、有効期間1年ということで、国民健康保険のほうも進められているところでございます。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 分かりました。それでは後期高齢と同様に資格確認書になると期限は1年になるということで理解をしておきます。

そしたら次の質問ですが、冒頭から申しあげましたように、とにかくこのマイナ保険証への切替えについては、町民の皆さんの中でも誤解や不安の声が今でもあり、さらに期日に近づくにつれ混乱が広がっていくというふうに思います。

ですので、正しい情報提供をしていく必要があると考えますが、町は制度変更の住民周知について、どのように対応しようとしているのかお尋ねをいたします。

○議長（中川靖広君） 栗本住民生活部長。

○住民生活部長（栗本公生君） これまでも被保険者証の送付時にチラシを同封いたしまして、マイナンバーカードを保険証として利用いただくことになる旨のお知らせをしているところでございますが、本年10月に再度、被保険者の各世帯に令和6年12月2日から、マイナ保険証に変更になることなどの周知文を送付することとしております。

また、広報紙、町のホームページなどでも同様の周知を図ってまいりたいと、そのように考えております。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 町のホームページでも当然、掲載はしていただきたいと思いますが、特に高齢者の方を中心に、なかなか制度について理解するのは難しいというふうに思いますので、周知とともに窓口対応についても充実をしていただきたいなというのと、あともう一点、マイナ保険証を持っていない方が資格確認書になるんですが、資格

情報のお知らせという、この資格確認書の内容をA4の紙に印刷したものを持ってきてくださいということになるかもしれないというような情報もあって、これについては今から言うと逆にややこしくなってしまうかもしれませんので、資格確認書の切替えの際に、果たしてこんなものが本当に必要なのかという点等について、また、国の情報を注視していただいて、これも誤解というか混乱を生じさせるものだなというふうに思いますので、その点についての対応も併せてお願いをいたしまして、私の一般質問は以上で終わらせていただきます。

○議長（中川靖広君） 以上で、12番、木澤議員の一般質問は終わりました。

次に4番、小城議員の一般質問をお受けします。

4番、小城議員。

○4番（小城世督君） 皆さん、おはようございます。議長のお許しを得ましたので、私の一般質問を通告どおり行いたいと思います。

一般質問に先立ちまして、台風10号で被害に遭われた方に心からお見舞い申し上げます。一日も早い復興をお祈りしております。

それでは一般質問に入らせていただきます。

まず初めに、法隆寺駅からの移動手段についての質問でございます。

ありがたいことにこの斑鳩町もコロナが明けて、観光客も徐々に元の水準まで戻ってきたと、そのように思います。今後さらにインバウンドは加速して、観光客はもちろんのことですが、観光客以外でも仕事リモートも増えてきましたが、仕事で斑鳩町に来町される方も多くなってくると思っております。

そこで、まず法隆寺駅について、そこからの移動手段について、現状の移動手段について斑鳩町にお伺いいたします。

○議長（中川靖広君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） JR法隆寺駅から利用できる交通手段についてのご質問でございます。

まず、バスにつきましては、奈良交通のバス路線が法隆寺参道方面行きと安堵町かしの木台方面行きの2系統ございます。そのほかに、斑鳩町と安堵町がそれぞれ運行しているコミュニティバスに加え、斑鳩町社会福祉協議会が運行する、いきいき号が法隆寺駅に乗り入れております。

次に、バス以外の交通手段といたしましては、近鉄タクシーをはじめとするタクシーが入構しているほか、民間で運営されているレンタサイクルがございます。以上です。

○議長（中川靖広君） 4番、小城議員。

○4番（小城世督君） ありがとうございます。現在の交通手段でいうとバス、タクシーが主になってくるのかなと思いますが、やはり現在の交通移動手段では不十分ではないかなというふうに考えております。

特に、タクシーに関しましては需要と供給が見合っていないですし、タクシーを待っていてもなかなか来ていない、並んでおられる方もたくさんおられます。乗りたいときに乗れないということもありますし、また人手不足の問題もございます。

そこで、新たな交通手段を取り入れるという必要があるのではないかと私は考えておりましてですね、最近では、近隣で言いますと磯城郡の三宅町、川西町、田原本町の3町でシェアサイクリングを導入されました。

また、奈良県では導入されていませんが、電動キックボードなどもありまして、元借りた場所に返さず利用できるツールがあるシェアサイクリングや電動キックボードシェアリングサービスの活用があると思います。

この点について、斑鳩町の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（中川靖広君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 電動自転車と電動キックボードのシェアリングサービスの導入についてのご質問でございます。

シェアリングサービスとは、一定のエリア内の複数箇所に自転車等の貸出し・返却拠点を配置し、利用者がスマートフォンアプリで利用料金の決済や鍵の解錠等を行い、任意の拠点間で自由に貸出し・返却が可能なサービスとなっております。

レンタサイクルと異なり、利用者は自転車などを借りた場所に戻す必要がないため、拠点間の移動手段など様々な活用が考えられ、公共交通の補完や観光振興などに一定の効果があるものと期待しているところでございます。

また、ご質問の電動キックボードを中心とした同様のシェアリングサービスでございます。現在、東京、大阪、京都など都市部を中心にサービス提供エリアを拡大しているところでございます。現在、奈良県での事業展開は予定されていないと聞いているところでございます。

○議長（中川靖広君） 4番、小城議員。

○4番（小城世督君） ありがとうございます。そうですね、今ご答弁いただきましたとおり、奈良では電動キックボードは予定されていないというところなんですけども、シェアサイクルに関しては、早期に導入できるのかなと町も一定の評価をしているという

ところですので、この辺については一日でも早い導入を考えていただきたいと、そのように考えております。

また、電動キックボードですが、奈良県では導入はないですが、今、ご答弁にもありましたとおり、東京、大阪、京都、それ以外にも福岡であったり沖縄、観光地、資源がたくさんあるところで順次、導入されていていきますので、ぜひとも斑鳩町から声を上げていただいて、こちらを導入、企業と話し合っていただければと、そのように思っております。

いろいろな諸問題が出てくるとは思います、今後の観光の発展には欠かせないものだと考えますので、今後の電動自転車等シェアリングサービスの導入に向けてお願いしたいと思います。

そこで、今後の斑鳩町のこの導入に向けた考え方、計画についてお伺いしたいと思えます。

○議長（中川靖広君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 電動自転車等のシェアリングサービスの導入についての計画や、町としての考え方についてのご質問でございます。

町といたしましては、先ほどの答弁で申しあげましたとおり、このサービスの提供により、公共交通の補完や観光振興などに一定の効果が期待できるものと考えております。

このことから、まず町内の観光客を対象に観光スポットの周遊性の向上を目的として、現在、複数の事業者に対し町内でのサービス提供の可能性について調査を実施し、参入条件等の把握に努めているところでございます。

その中での課題点といたしまして、サービス導入に係る町の費用負担や貸出返却拠点の用地確保、拠点付近の交通安全対策などが挙げられますことから、今後、先進地の導入事例を参考にし、その費用対効果を十分に勘案して、導入に向けた研究、検討を進めてまいりと考えているところでございます。

○議長（中川靖広君） 4番、小城議員。

○4番（小城世督君） ありがとうございます。今後、導入に向けて研究、検討していただくというところなんですけども、やはり以前にも質問でも取り上げましたとおり、大阪万博が来年に開催されまして2,800万人の来場予定者というところで、やはりこの斑鳩町にもたくさん人が来られるのかなと思います。やはり導入を待っていては間に合わない可能性もありますし、斑鳩町に来町して法隆寺を見たい、中宮寺を見たい、いろいろなところを見たいというところで、来た方がこの移動手段がないことによって、

がっかりしないように何とかシェアリングサービスの早期実現をお願いしたいところではありますが、なかなか難しいとは思いますが。

そこで、どんな形でもいいので、今、バスも人手不足とかいろいろ難しい部分はあると思いますが、この万博の期間だけ100円で法隆寺まで行ける、そのようなバスの増便であったり、そういったようなこともお考えしていただいて、この法隆寺に来た方が斑鳩町に来られた方ががっかりしないように町として取り組んでいただきたい、そのように思いまして、ひとつ目の質問を終わらせていただきたいと思います。

続きまして、2点目、課外授業、体験学習の現状についての質問でございます。

課外授業や体験学習は、子どもの成長に大いに役立つと活動されており、特に、実体験での貴重な体験を通じて、問題解決能力や社会性の育成が期待されています。斑鳩町でも我々が小学生のときから文化芸術・企業体験など多岐にわたり経験をさせていただきました。しかし、コロナ禍では感染拡大の防止の観点から活動の多くが中止、変更を余儀なくされました。

まず初めに、コロナ前に行っていたこと、コロナ前と現状について違いについて伺いしたいと思います。

○議長（中川靖広君） 本庄教育次長。

○教育次長（本庄徳光君） 課外授業や体験学習についての、コロナ禍前と現在の状況との違いに関するご質問でございます。

課外授業や体験学習などの体験活動につきましては、学校の中での学習だけでは得ることができない、実地での貴重な体験を得ることで、豊かな人間性や自ら学び自ら考える力など、生きる力の基盤、問題発見や問題解決能力の育成、社会性や共に生きる力の育成など、子どもたちの成長の糧としての役割が期待されるという教育的意義を持つものでございます。

そうした中、コロナ禍の状況下におきましては、感染拡大防止の観点から様々な課外授業や、体験学習の中止や変更などを余儀なくされておりましたが、昨年5月に、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症に移行されたことを受けまして、必要に応じて内容の見直し等も行いながら、体験活動を再開している状況となっております。

○議長（中川靖広君） 4番、小城議員。

○4番（小城世督君） ありがとうございます。徐々に戻ってきているというところで理解いたしました。試行錯誤しながら、いろいろ形を変えながらやっていただいと、

大変感謝しております。やはり子どもたちが経験できる体験できる、こういった機会をカリキュラムとして増やしていくことというのは、現代において最も重要だと思っております。

そこで次の質問に移るんですが、なくなったものの再開や新規の学習計画について、今後について伺いたいと思います。

○議長（中川靖広君） 本庄教育次長。

○教育次長（本庄徳光君） コロナ禍後におけます体験活動の見直し、また、新たな活動に関するご質問でございます。

町立小中学校の体験活動について主な内容といたしましては、大きく三つに大別をされます。ひとつとしては、生活・文化体験活動として、中学校部活動や学校における年中行事などが挙げられます。

また、二つとしては、自然体験活動として、野外活動や曽爾高原での宿泊研修、小学校の米作り体験が挙げられます。

また、三つとしては、社会体験活動であり、ボランティア活動や職場体験活動などが挙げられます。

こうした中、コロナ禍以後、形を変えて実施をしております体験活動といたしましては、中学校の生徒が様々な事業所に出向き、実際に仕事の現場を体験する職場体験がございしますが、この職場体験につきましては、より幅広い職種に触れることができるよう、様々な職業の専門家を各中学校に招き、実習も交えながら仕事の内容や仕事に対する思いなどを直接、生徒にお話しいただく職業講演会や職業講話として実施をしているところでございます。

また、新たな取組みといたしましては、今年度から奈良県の新規事業として中学生の県内企業への訪問による、キャリア形成事業が立ち上げられたところであり、本町でも斑鳩中学校、また斑鳩南中学校の両校の1年生が、奈良県に対して参加する意向で回答を行っているという状況でございます。以上でございます。

○議長（中川靖広君） 4番、小城議員。

○4番（小城世督君） ありがとうございます。今、ご答弁ありましたとおりいろいろ形を変えながら、中学校にいろいろな企業に来ていただいて学習しているというところですが、やはりいろいろ時間調整等々難しいとは思いますが、学校で常にいる場所で話を聞くよりも、やはりその職場に出向いて体を動かして、その場所に行き、だからこそ得られる経験というのはたくさんあると思います。

職業体験と言っていますが、この中にはたくさんの要素が含まれていると感じておりまして、中学生が今申しましたとおり、その場所に行って具体的な仕事のイメージを持つであったり、キャリア、進路の幅広い選択肢を持つことができる。また、地元企業との結びつきで地域との連携が図れる、また社会人と交流することによってコミュニケーションのスキルを学ぶ、こういったことが考えられるところであります。

県の新規事業へ参加されるということでひとつ安心はしましたが、県の事業であります、斑鳩町として何が重要かを考えていただいて取り組んでいただきたい、そのように考えております。

最後に、子どもたちが体験できる創出について、新たな今後の展望についてお伺いしたいと思います。

○議長（中川靖広君） 本庄教育次長。

○教育次長（本庄徳光君） 新たな体験活動の場の創出に関するご質問でございます。

最初の答弁の中でも申しあげさせていただきましたが、体験活動は学校の中での学習だけでは得ることができない、実地での貴重な体験を得ることで様々な面から子どもたちの成長の糧としての役割が期待されるものでございます。

このことから、斑鳩町では本町の歴史や文化を生かした体験学習として大阪、兵庫、両太子町との中学生大使サミットのほか、今年８月には岩手県平泉町からの申し出を受け、平泉町の小・中学生との世界遺産学習交流を行ったところでございます。

さらに、伝統文化の学習として、能や茶道、和太鼓学習や法隆寺での英会話観光案内学習などを実施をしてまいりました。

本町といたしましては、今後も新たなニーズや社会の変化も勘案をいたしながら、オンラインでの交流等デジタルツールの活用など様々な機会を通じて、体験活動の充実を図ってまいりたいと、そのように考えております。以上でございます。

○議長（中川靖広君） ４番、小城議員。

○４番（小城世督君） ありがとうございます。今、ご答弁いただきました新たなというところで、昨年、世界遺産サミットが開催された町との交流というのは非常にすばらしいものだと感じております。こういったことをいろいろ新たにやっていただくというのはもちろんなんですけども、やはり体験授業というのは子どもたちの中にすごく記憶として残るものでございます。

私も中学校のときに第二慈母園に行き、入居者の方の入浴のお手伝いをしたということとは鮮明に今でも覚えておりますし、また同じ行った中でも、その職業体験をしたとこ

ろに就職したという者もいますし、そうすることによって地域から離れていくものを減らしたり、そういったことができるものだと思っております。

また、今ご答弁いただいたとおり、オンラインで今の時代に合った体験なども今後は活用していただける、さらなる発展を期待しておるところでございます。

子どもたちの好奇心や探求心を刺激する目的はもちろんですが、この体験学習というのは先にも述べましたが、地域密着型で行われていることがたくさんありまして、地域社会とのつながりも深めることができます。やはりこの希薄されていると言われているこの現状で、斑鳩町ではやはりほかの町とは違うなというところを言われるように引き続き、教育委員会にはよろしくお願いしたいと、そのようにお願いを申しあげまして、私の一般質問を閉じさせていただきたいと思います。よろしくお願い申しあげます。

○議長（中川靖広君） 以上で、4番、小城議員の一般質問は終わりました。

10時30分まで休憩します。

（ 午前10時12分 休憩 ）

（ 午前10時30分 再開 ）

○議長（中川靖広君） 再開します。

次に、2番、齋藤議員の一般質問をお受けします。

2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

ひとつ目、自治会の活性化について質問させていただきます。

最近、理事会についていろいろなご意見やご要望があり、大きくあげると次の二つがあります。

ひとつは、自治会を退会しようと考えている方からのご意見です。「役員は大変なので、役員任期満了後、自治会を退会しようと考えている」「自治会に入っているがメリットがないので退会する」「自治会を解散しようと思っている」などです。

もうひとつの意見は、自治会は必要と思いますが、自治会運営に困っている方からのご意見・要望です。「自治会を退会される方が多くて困っている」「自治会員が少なくなっているので、自治会員一人ひとりの負担が増えている」「自治会員の減少で自治会費が減り、自治会運営で使えるお金が少なくなっている」「自治会運営費が減少し、自治会で募金するのは全てやめてしまった」などです。

このまま推移しますと、負のスパイラルが生じ、ますます自治会が衰退していきます。

これは斑鳩町に限ったことではなく、全国各地で起こっています。

自治会の役割や良い点として、ひとつ、地域の活性化・活動を通じてお互いに助け合う、二つ、地域の課題を相談して解決する、三つ、行政との窓口として住みよい地域をつくるなどがあります。

核家族化、少子化、高齢化の進行、住民の価値観やライフスタイルの多様化、社会環境の変化などが進行し、地域における人と人とのつながりが弱くなっている中ですが、住民が住みやすい地域にしていくためには自治会はなくてはならないもので、持続可能な組織にしていかなければならないと思います。

ひとつ目の質問です。斑鳩町の自治会数の推移、自治会加入率の推移、自治会に交付している文具料について、10年前と比較してお尋ねします。

○議長（中川靖広君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 自治会数等の10年前との比較についてのご質問です。

初めに、自治会数は令和5年度で、自治会連合会加入自治会が105自治会、連合会未加入団体が67団体の合計172団体となっています。

10年前の平成25年では、加入自治会が112自治会、未加入団体が54団体の合計166団体であり、連合会加入自治会は7自治会減少していますが、全体としては6団体増加しています。

また、自治会加入率は令和5年度が63.6%、平成25年度が76.3%であり、13.3ポイント減少しており、自治会加入率はこの間、毎年、徐々に減少している状況にあります。

次に、文具料は、令和5年度が自治会連合会加入自治会の会員戸数6,281世帯に対し、1世帯当たり600円、合計で376万8,600円を交付しています。平成25年度は、会員戸数7,320世帯に対し、同じく1世帯当たり600円、合計で439万2,000円を交付しており、世帯数で1,039世帯、交付額で62万3,400円、率にして14.2%減少しているところでございます。以上です。

○議長（中川靖広君） 2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） ありがとうございます。今、ご答弁いただきましたとおり、10年前に比べますと、自治会の加入率が13.3%減少している。文具料の交付額が、10年前に比べて、斑鳩町全体で約62万円減少しているというような状況になっております。

自治会会員数の減少により、自治会費の収入が少なくなり、自治会集会所の維持経費

が厳しくなっています。電気代、ガス代、水道料などの負担や、災害に備えたテレビを購入すると受信料負担も必要になってきます。

自治会に交付している文具料の引き上げや、集会所の水道料金の斑鳩町負担についてご検討いただきたいと思いますと思いますが、斑鳩町のお考えをお尋ねします。

○議長（中川靖広君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 文具料の引き上げ等に関するご質問です。

文具料は町として各自治会での用途について限定していませんが、地域住民と町行政との連絡調整に必要な文書作成等に伴う文具費や文書印刷費、また町への電話代や書類送付代などの通信運搬費等の実費負担相当額分を想定して交付しています。

物価の上昇や会員数の減少等はあるものの、町といたしましては自治会からの申請等を印鑑不要とし、メール等でも提出いただけるようにするなど、自治会の負担を軽減する工夫をしており、想定している用途での費用としては賄えているものと考えております。

次に、集会所、水道料金等の町負担についてです。地方自治体が提供する公共サービスは、広く住民の皆さんから納付される税金により賄うのが原則ですが、サービスにより受益を受ける人が特定されるものは、全てを税金で賄うと、サービスを受ける人と受けない人との不公平が生じます。このため、サービスにより利益を受ける特定の人に、受益の範囲内で使用料や手数料などを負担いただく受益者負担の原則を基本的な考えとしています。

このことから、水道料金等自治会集会所の維持経費は、ご使用される地域の皆さんで負担いただくべきものと考えております。以上です。

○議長（中川靖広君） 2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） ありがとうございます。それでは次の質問です。

集会所は年を追うごとに老朽化していきます。また、自治会活動も多様化してきています。地域集会所施設整備費等補助金、机、椅子、テレビ、冷蔵庫に限りまして補助していただきますけれども、エアコン、DVDなどの対象商品の追加や修繕費、改造費の補助対象金額が10万円以上で3分の2の補助、その補助金を10万円未満へ引き下げについてご検討いただきたいというふうに思いますけれども、斑鳩町のお考えをお尋ねします。

○議長（中川靖広君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 地域集会施設整備等補助金の見直しについてのご質問です。

当該補助金は、自治会等が町内の地域集会所の新築、改築、増築、修繕、既存建物の購入及び土地の購入及び備品の購入、賃借を行うに当たり予算の範囲内において補助金を交付し、地域住民の福祉の増進と、ふれあい豊かな地域社会の育成を図ることを目的に交付しています。

初めに、備品購入の対象品目についてですが、地域集会所をお持ちでない自治会等が会議等開催のために、町の公民館やいかるがホールを賃借された際の補助対象附属備品の使用が机、椅子、テレビ、冷蔵庫であることから、これに準拠し、必要最小限、会議等を開催していただく際に必要な備品として、机、椅子、テレビ、冷蔵庫に限っているところでございます。

なお、エアコンにつきましては設置工事が必要なことから、備品購入ではなく修繕の区分の対象として補助しております。

次に、修繕の補助対象工事費の下限を１０万円としていることについてですが、一定金額以下への簡易な工事等は自治会でご負担をお願いしているところでございます。

地域集会所施設整備費等補助金の内容の充実等につきましては、現在、進めています地域交流館整備計画の見直しに合わせ実施することとしており、ご提案の修繕に係る補助対象工事費の下限の引き下げなどについても、併せて検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（中川靖広君）　２番、齋藤議員。

○２番（齋藤文夫君）　ありがとうございます。地域交流館整備計画の見直しに合わせまして、ぜひとも補助対象品目の追加、補助対象工事の下限の引き下げなど、地域集会所施設整備等補助金の充実を期待しております。よろしくお願いいたします。

それでは次の質問です。

自治会の加入の促進は自治会だけの力では限界があり、行政の協力や支援が不可欠です。斑鳩町として、宅地開発やマンションの建設をするときは、住宅関連事業者には自治会への加入促進に努めるようお願いするなどの働きかけも必要と思います。また、住宅開発やマンション建設する地域の自治会に情報を提供するなどの連携も必要と思います。斑鳩町の考えをお尋ねします。

○議長（中川靖広君）　西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君）　開発時の事業者への自治会加入促進等についてのご質問です。

宅地開発の際の住宅関連事業者への自治会加入促進については、斑鳩町開発指導要綱の第６条の２、自治会への加入促進で、「開発事業者は、入居者の自治会の加入に努め

なければならない。新たに自治会を設立する場合は、その設立が円滑に行われるよう努めなければならない」などのことを定めており、この要綱に基づき事前協議を実施し、自治会加入についての指示を行っているところでございます。

また、地域の自治会に対しましても、案件に応じまして、適宜情報提供に努めていますので、ご理解のほどよろしくお願いします。以上です。

○議長（中川靖広君） 2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） ありがとうございます。土地の開発、建物の建設、建設販売業者など多くの住宅関連業者を経て住民は家を購入します。開発業者のみでなく、入居者にも自治会加入について声が届くよう、ご指導をお願いしたいと思います。また、近隣自治会には間違いなく情報が届くよう、ご徹底をお願いしたいと思います。

次に、高齢化で自治会役員のなり手不足、夫婦ともに働いている世帯が増えてきており、平日の活動が難しい、価値観やライフスタイルの多様化など、自治会制度が始まってから社会情勢が変化してきております。

自治会へのアンケートを実施して、困っていることなどを自治会と行政が共有化して対策を検討する、自治会活性化のプロジェクトチームを立ち上げるなど、現状にマッチした自治会のあり方や、運営を具体的に検討する時期が来ていると思います。斑鳩町のお考えをお尋ねします。

○議長（中川靖広君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 質問者がおっしゃいますように、自治会は互いの助け合いを育み、住みよい地域づくりに欠かせないものです。

しかしながら、近年、高齢化、単身世帯の増加や核家族化、ライフスタイルの変化などを背景に、自治会の解散や自治会未加入者の増加など、自治会離れが全国的な課題となっており、抜本的な解決策が告示しできない状況でございます。

こうした中、町内にある172の自治会や団体においても、会員数、年齢層、設立の背景などその状況は様々ございます。このため自治会運営に関するご相談があった際には、個々に丁寧にお話を伺い対応させていただいております。

また、自治会連合会では自治会未加入者も対象とした防災活動などを通じて、自治会活動の重要性を伝える講演会の開催なども実施を検討されているところでございます。

斑鳩町といたしましても、まずは地域の多様な世代に関心を持っていただき、参加していただきやすい機会を設けていくことにより、活動に興味を持っていただくきっかけをつくっていくことが重要であると考えており、今後もこうした取組みの実施や、先進

地事例の調査・研究等を重ね、自治会連合会を通じて各自治会の課題やご意見等も伺いながら、自治会が持続的に活動していくことができるよう、地域の皆様の主体的な取り組みをして支援してまいります。以上です。

○議長（中川靖広君） 2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） ありがとうございます。先ほど、ご答弁いただきましたとおり、自治会への加入率は63.6%で、10年前に比べまして13.3%減少しております。このペースで推移していきますと、10年後には自治会未加入者が町民の半分になります。遠くの親戚よりも、近くの他人と言われております。自治会はいざというときに、近くの他人としてお互いに助け合う組織と思います。加入率50%を切る手前の今、活性化へのラストチャンスではないかと思っております。

引き続き、自治会活性化に向けまして、住民と一緒にになってご検討くださるよう要望しまして、ひとつ目の質問を終わります。

次に二つ目の質問を行います。公園行政の今後の方向性についてお尋ねします。

公園は子どもの遊び場、住民の憩いの場であるとともに、災害時の避難スペース、運動など健康増進や地域コミュニティを活性化するなど様々な役割があります。

斑鳩町にある公園のほとんどは、付近住民が利用するための小規模な街区公園です。多くの公園では、その管理についてその付近の自治会と管理協定を締結していますが、自治会員の高齢化や、自治会加入者の減少で自治会の管理が厳しい状況になっているところもあります。住民にとって、公園の有無は住みやすいと思う要素のひとつだと思います。

ひとつ目の質問です。斑鳩町都市公園条例第1条の3、町の区域内に設置する都市公園の住民ひとり当たりの敷地面積の標準は10㎡以上とし、市街地に設置する都市公園の当該市街地の住民一人当たりの敷地面積の標準は5㎡以上とすると規定されています。

現在の一人当たりの公園の敷地面積をお尋ねします。加えて、近隣市町との比較についてもお尋ねいたします。

○議長（中川靖広君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 斑鳩町の一人当たりの公園面積に関するご質問でございます。

町内の都市公園は合計で50か所あり、面積にして約21万8,000㎡となっております。これを住民の数で割りますと一人当たりの公園面積は約7.8㎡となり、敷地面積の標準である一人当たり10㎡には達していない状況でございます。

次に、市街地にある都市公園に限りますと合計４０か所、１７万６千㎡となっており
ます。これを市街地の市民の数で割りますと一人当たりの公園面積は約７．３㎡となり、
市街地の敷地面積の標準である一人当たり５㎡に達している状況となっております。

近隣自治体との比較でございますが、県立馬見丘陵公園など、大規模な県立公園の有
無などによって差はありますが、近隣市町村と比べおおむね似通った状況となっている
ところでございます。

○議長（中川靖広君）　２番、齋藤議員。

○２番（齋藤文夫君）　ありがとうございます。次の質問です。

斑鳩町の多くの街区公園の管理については、付近の自治会と管理協定を締結し、日常
の維持管理は自治会が行っていますが、自治会員の高齢化や自治会加入者の減少などに
より、自治会の管理が厳しい状況になってきております。自治会と協定を締結している
状況と、今後の管理方法についてお尋ねします。

○議長（中川靖広君）　上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君）　都市公園の管理につきましては、町と地元自治会との間
で、公園の管理に関する協定を締結し、双方が協力しながら、公園が地域の余暇活動の
場として快適にご利用いただけるよう、適切な維持管理に努めているところでございま
す。

現在、管理協定を締結している公園は３７か所あり、地域の皆様に清掃、除草、剪定
など日常の管理にご協力をいただいております。

しかしながら、議員のおっしゃるとおり自治会加入者の減少や高齢化などにより、自
治会で日常の維持管理を行うことが困難になってきているといった声も聞いております。
自治会から相談があった際には、維持管理をお願いしている公園の大きさ等を踏まえ、
部分的に町で草刈りを実施するなど個別に対応を行っているところでございます。

町としましては、今後も適正に管理された状態の公園を維持していくために、将来を
見据えた公園のあり方や管理手法について、調査・研究を進めてまいりたいと考えてお
ります。

○議長（中川靖広君）　２番、齋藤議員。

○２番（齋藤文夫君）　ありがとうございます。自治会加入者の減少や高齢化などで、自
治会から公園の維持管理についてご相談がありましたら、丁寧に相談に乗っていただき
ますようお願いいたします。

次に、平成３１年実施のまちづくりアンケートでは、子どもの遊び場や高齢者の憩い

の場として公園の充実の項で、「満足」や「やや満足」の合計が4.5%、「不満」「やや不満」の合計が37.7%で、「満足していない」方の割合が高くなっております。

特に、子育て世代である30代の方の「やや不満」が最も多く、30代、40代の方は「今後の重要度が高い」と回答しております。

第5次斑鳩町総合計画住宅生活環境整備の項で、「既存の公園や子ども広場は身近な地域における子どもの遊び場や高齢者の憩いの場として、安全で快適に利用できるよう適正な維持管理に努めます」とあります。

子どもや住民から、野球やサッカーなどのボール遊びができるところがないので、整備してほしいというご要望もいただいております。「子どもの未来が輝くまちにします」と宣言している斑鳩町として、今後の公園行政についてどのようにお考えかお尋ねします。

○議長（中川靖広君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 今後の公園行政についてのご質問でございます。

議員からご紹介をいただきましたまちづくりアンケートのほかにも、住民の皆様から公園の充実を求めるご意見等を、日々頂戴しているところでございます。新たな公園や遊具、ボール遊びができる場所等に対する需要があることは十分認識しているところでございます。

しかしながら、新たな公園を整備するためには、整備費用と整備用地に加え、整備後の維持管理費用も必要になってまいりますことから、多様化した住民ニーズの把握に努めながら、他の事業と連携した効率的かつ効果的な公園整備を検討してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（中川靖広君） 2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） ありがとうございます。住民のご意見やアンケートなどで公園の充実について多くの住民が望んでいます。現在、取り組んでいる大和川遊水地整備事業や内水対策事業などを含め、様々な事業と連携して住民に喜んでいただける公園行政を進めていただきますようお願いしまして、二つ目の質問を終わります。

三つ目の質問です。

認知症になっても生き生きと暮らせるまちづくりについてお尋ねします。

厚生労働省の推計では、認知症の人は年々増加していて、団塊の世代が全て75歳以上になる令和7年には700万人、65歳以上高齢者のおよそ5人に1人が認知症にな

ると予測されています。

認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症基本法が令和6年1月に施行されました。基本理念として、認知症の人が自らの意思によって日常生活及び社会生活を送ることができること、国民に認知症に対する正しい知識、理解を促す啓発を行うこと、認知症の人が社会参加できる機会の確保、それに医療や福祉サービスの提供体制の整備を進めることなどです。

地方自治体は、基本理念にのっとり認知症施策の作成を実施することが責務、と明記されております。認知症の原因のひとつ、アルツハイマー病の新しい治療薬も今年から本格的に投与が始まる予定で、社会面と併せまして医療面でも着実に前進することが期待されています。

ひとつ目の質問です。認知症の予防、軽度認知症のうちに早期発見や早期対応が必要です。斑鳩町の予防対策や早期発見の取組みをお尋ねします。

○議長（中川靖広君） 栗本住民生活部長。

○住民生活部長（栗本公生君） 本町の認知症の予防対策や早期発見の取組みについてのご質問でございます。

本町が実施をしております認知症の予防対策や、早期発見の取組みといたしまして、初めに、認知症予防教室を毎年、前期・後期の2部制で実施をしております。この教室では、脳のトレーニングを運動・栄養・口腔等の内容と併せて実施をしているところでございます。

また、町のホームページに「認知症簡易チェックリスト」を掲載し、ご本人に対しては認知症の始まりや、認知症に進展するリスクを簡単に予測できるようにしており、家族や介護者向けには、身近な人の認知症のリスクを簡単に確認できるようにしております。

そのほかに、複数の専門職により認知症初期集中支援チームを組み、家族の訴え等により、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援などの初期支援を包括的、集中的に行い、早期診断・早期対応に向けて支援を行っております。

今後も、後期高齢者の増加に伴い、認知症高齢者が増加することが見込まれておりますことから、ただいまご説明いたしました各施策を継続して実施をしてまいります。

以上です。

○議長（中川靖広君） 2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君）　ありがとうございます。認知症の早期診断、早期発見の支援を引き続き、お願いいたします。

次に、認知症のいる人の家族や介護者への支援について、斑鳩町の実情をお尋ねします。

○議長（中川靖広君）　栗本住民生活部長。

○住民生活部長（栗本公生君）　本町の認知症がいる家族や介護者への支援の実情についてのご質問でございます。

本町が実施をしております、認知症の人を介護する家族などへの支援につきましては、初めに総合相談事業の中で、地域包括支援センターでは認知症に関する相談を受け付けているところでございます。相談内容によりましては、センターの職員が訪問し、ご自宅での状況を確認したり、必要な関係機関への連絡調整等を行っているところでございます。

また、認知機能の低下により日常生活に支障をきたしている高齢者とその家族に対しましては、成年後見制度についての説明を行っているところでございます。

また、認知症についての相談の場として認知症カフェがあります。本町では、I K A R U G A カフェ【和】という看板を掲げて開催しており、自由参加で認知症の人と一緒に参加でき、専門職に相談したり他の認知症の人の家族と交流や意見交換したりできる場として町内4か所、それぞれ月1回ずつ開催をしているところでございます。

そのほかに家族介護教室を実施しており、この教室では介護している家族や援助者が介護のポイントを知ることによって介護の負担を軽減できるよう、認知症の人への接し方、栄養、口腔ケア、排便などの介護術等について専門職による講義を実施をしているところでございます。

今後も、認知症の人がいる家族や介護者が孤立することがないように、今後も引き続き、各施策を実施をしてまいります。以上です。

○議長（中川靖広君）　2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君）　ありがとうございます。斑鳩町地域包括支援センターを中心とした温かい支援を引き続き、お願いいたします。

次に、認知症の人への正しい認識の周知や啓発について、斑鳩町の実情をお尋ねします。

○議長（中川靖広君）　栗本住民生活部長。

○住民生活部長（栗本公生君）　本町の認知症に関する正しい認識の周知啓発の実情に

ついてのご質問でございます。

認知症は誰もがなり得るものであり、家族や身近な人が認知症になることなどを含め、多くの人にとって身近なものになっています。

こうした中、認知症の人を単に支えられる側と考えるのではなく、認知症の人が認知症とともによりよく生きていくことができるよう、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で、自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を進めていく必要がございます。

そのため本町といたしましては、認知症に関する正しい認識等の周知啓発について、広報紙等によるもの以外に、斑鳩町認知症ケアパスを作成し、地域包括支援センターや福祉課で配布をしているほか、町のホームページにも掲載をしているところでございます。

地域の人が認知症について正しく理解し、お互いに思いやりを持って関わり合うことで、認知症の人やその家族を地域で支え、やさしいまちづくりにつながるよう努めているところでございます。

また、認知症サポーターを養成し、認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者を育成するとともに、そのサポーターがさらに一定の講座を受けた後、認知症の人や家族に対する生活面からの支援等を行うチームオレンジ「いかる」に加入し、認知症カフェや各種イベント等において、認知症に関する周知啓発など様々な活動を実施をしていただいているところでございます。

認知症サポーター養成講座は、年1回の地域包括支援センター主催で開催するほか、地域の自治会や福社会等でも依頼があれば出前講座として出張し、随時開催をしているところでございます。

今後も、認知症に関する正しい認識の周知啓発のため、ただいまご説明申しあげた各施策を継続して実施をしてまいります。

○議長（中川靖広君） 2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） ありがとうございます。認知症になっても生き生きと暮らせる社会の実現、よろしくお願いいたします。

次に、警察に行方不明届を出された方は、毎年1万8千人前後おります。発見が3日目以降になると、生存する可能性が急激に低くなっています。斑鳩町の認知症の方の行方不明対策についてお尋ねします。

○議長（中川靖広君） 栗本住民生活部長。

○住民生活部長（栗本公生君） 本町の認知症の人の行方不明対策についてのご質問でございます。

本町が実施をしております認知症の人の行方不明にならないための施策といたしましては、初めに、徘徊高齢者家族支援サービスを行っているところでございます。

この事業は、徘徊の見られる認知症高齢者を介護している家族に対し、認知症高齢者が徘徊した場合に、早期に発見できるシステムの機器使用料を助成するものでございます。また、認知症高齢者QRコード活用見守り事業を行っております。この事業では、徘徊の見られる認知症高齢者を介護している家族等に対し、認知症高齢者が行方不明になったときや警察で保護されたとき、早期に身元判明できるよう靴や衣服に転写できるQRコードシールを配布をしているところでございます。

そのほかに、いざ行方不明届を警察に出された場合には、警察署からの手配により家族の同意を得た上で、防災情報メールを活用し、近隣市町村や防災情報メール等に参加している機関・団体・協力者に情報を送信し、協力者等の日常の生活活動を通じて、対象者の発見保護の協力をお願いをしております。

今後も、認知症高齢者の増加に伴い、徘徊の見られる認知症高齢者が増加することが見込まれることから、ただいまご説明申しあげました各施策を継続して実施をしております。以上です。

○議長（中川靖広君） 2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） ありがとうございます。今後、認知症高齢者が増えていくと予想されております。行方不明にならないよう、また、行方不明になっても早期発見できる体制づくりの充実、よろしくお願いいたします。

次に、認知症による徘徊で認知症による人が事故を起こしたりすることがあります。自治体では、認知症の人の事故を補償する個人賠償責任保険に加入している自治体もあります。斑鳩町でも個人賠償責任保険の加入をして、認知症の人や家族が安心して暮らせるようにしていただきたいと思っておりますけども、斑鳩町のお考えをお尋ねします。

○議長（中川靖広君） 栗本住民生活部長。

○住民生活部長（栗本公生君） 自治体が加入する認知症高齢者の個人賠償責任保険に関するご質問でございます。

この認知症高齢者の個人賠償責任保険とは、認知症の人が日常生活における偶然の事故で、他人の身体または財産に損害を与えたことにより、法律上の損害賠償責任を負った場合に補償を受けることができるものでございます。

本町といたしましては、認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、徘徊対策等の必要性を感じたら、まずは地域包括支援センターなどにおいて相談をいただき、既存のサービスの利用をしていただきたいと考えているところでございます。

なお、ただいま議員からご提案をいただきましたサービスにつきましては、他市町村の状況等も確認し、今後、検討をしてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（中川靖広君） 2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） ありがとうございます。認知症の人が万が一、損害賠償責任を負った場合、補償を受けることができる保険への加入のご検討、ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

次に、認知症基本法では、市町村は実情に即した、市町村認知症施策推進計画の策定が努力義務とされています。

斑鳩町は推進計画を策定し、認知症の人が希望を持って暮らせる社会を推し進めるべきと思いますけれども、斑鳩町のお考えをお尋ねします。

○議長（中川靖広君） 栗本住民生活部長。

○住民生活部長（栗本公生君） 本町における認知症施策推進基本計画策定についてのご質問でございます。

議員もご承知のとおり、令和6年1月1日に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行されました。この法律の目的は、「我が国における急激な高齢化の進展に伴い認知症である者が増加している現状に鑑み、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症に関する施策に関し基本理念を定め、国・地方公共団体等の責務を明らかにし、及び認知症施策の推進に関する計画の策定について定めるとともに、認知症施策の基本となる事項を定めることなどにより、認知症施策の総合的かつ計画的に推進し、もって認知症の人を含めた国民一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会の実現を推進することを目的とする」とされております。

また、法の中で、都道府県と市町村においても地域の実情に即した認知症施策推進基本計画の策定について努力義務とされ、市町村が策定する計画は都道府県が策定した計画を基本計画とし策定するよう努めなければならないとされたところでございます。

奈良県ではこれを受けまして、令和6年3月に策定されました、第9期介護保険事業計画の中の認知症施策の推進の項目を、奈良県認知症施策推進計画と位置づけられまし

た。

町といたしましては、現在、認知症施策については介護保険事業計画の中でその方針を定めており、各施策を推進しているところですが、今後、後期高齢者の増加に伴い、認知症の人が増えてくることが予想され、より認知症施策の充実が必要となると考えますので、今後の介護保険事業計画策定に合わせて計画の検討をしてまいりたいと、そのように考えております。

○議長（中川靖広君） 2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） ありがとうございます。65歳以上の高齢者のおよそ5人に1人が認知症になると予想されています。これからますます認知症の人が増えていくと予想されますので、認知症の予防・早期発見と併せて、認知症になっても生き生きと暮らすことができる斑鳩町を目指し、引き続き、推進していただくようお願いしまして、三つ目の質問を終わります。

続きまして、四つ目の質問です。斑鳩町の農業振興についてお尋ねします。

第5次斑鳩町総合計画の農業の活性化の項に、「農家の高齢化により遊休農地が増加するおそれがあることから、高齢農家をはじめとする農業者の提携を強め、将来にわたる担い手を確保し、農業経営を維持するため、農家・農協・行政の連携による集落営農や、農作物受委託システム等による農地の集積、総合補助体制の確立に努めます」、また、風景、景観、自然環境の保全の項では、「斑鳩の里の風景として重要な要素となる田園風景の保全や形成に向け、農地の保全に努めます」とあります。

農業の振興は食料の自給自足、食の安全、地産地消、景観の保全、水田への雨水貯留による水害の予防などにつながります。農業従事者や新規就農者の支援などを推進して、農業を振興していかなければならないと思っております。すばらしい斑鳩の里の風景を後世に引き継ぐためにも、斑鳩町の農業振興の推進が必要です。

ひとつ目の質問です。全国的に農業従事者が高齢化して、農家戸数や農業従事者が減少傾向にあります。農業従事者や新規就農者への支援について、斑鳩町の対応をお尋ねします。

○議長（中川靖広君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 新規就農者への支援といたしまして、様々な国の補助制度をご紹介します。

まず、就農準備資金・経営開始資金ですが、次世代を担う農業者となることを志向する49歳以下の方に対し、就農前の研修を後押しする資金を最長2年間交付する就農準

備資金と、就農直後の経営確立を支援する資金を最長で３年間交付するもの、経営開始資金で年間最大で１５０万円の補助金の交付を受けることができるものです。

このほかにも４９歳以下の認定新規就農者に対し、就農後の経営発展のための機械施設、果樹の新植・改植の導入を支援する経営発展支援事業により、事業費上限１千万円のうち４分の３の７５０万円の補助を受けることができるものです。

さらに、市町村から青年等就農計画の認定を受けた認定新規就農者を対象に、農業経営を開始するために必要な農業生産用の施設・機械の整備のほか、長期運転資金など幅広い用途に対応した青年等就農資金では、借入限度額３，７００万円を実質無担保、無保証人で融資を受けることができるものです。

新規就農者から相談があった際には、県北部農業振興事務所や農業委員などと連携し対応しているところでございます。このほか新規就農者以外の農業者を対象とした各種補助制度があり、農業者からの相談に応じて対応しているところでございます。

以上です。

○議長（中川靖広君）　２番、齋藤議員。

○２番（齋藤文夫君）　ありがとうございます。農業従事者や新規就農者への支援、ご相談対応、よろしくお願いいたします。

次に、全国的に耕作放棄地や遊休農地が増えています。斑鳩町の耕作放棄地や遊休農地の現状と解消に向けた取組みをお尋ねします。

○議長（中川靖広君）　上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君）　斑鳩町の遊休農地の現状であります。令和５年度末の遊休農地は４１４筆、１７万４，９３０㎡となっております。

遊休農地につきましては、農業委員会にて町内全体の農地を対象とした、パトロール調査である利用状況調査を８月末から９月上旬に実施し、周辺に悪影響を及ぼしている農地については適正に管理をしていただくよう、農業委員会から農地所有者へ指導をしているところでございます。

また、利用状況調査において遊休農地と判断した農地については、所有者に対し今後の農地の利用意向を確認する利用意向調査を実施し、所有農地を貸したいとの回答があった農地については、奈良担い手農地サポートセンターへ当該農地情報を提供し、貸付希望農地として農地の借受希望者へ情報提供され、条件が合致すればマッチングを行っております。

なお、町農業委員会やＪＡ等により組織する「斑鳩の里・農と食の活性化プロジェクト

ト推進委員会」では、町内の遊休農地を活用し、地域の特産農産物の生産など地域農業の推進に向けた取組みも行っております。以上です。

○議長（中川靖広君） 2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） ありがとうございます。引き続き、耕作放棄地や遊休農地の解消をお願いします。

次に、地産地消の推進に向けて、斑鳩町の食材を学校給食での活用や、斑鳩町農産物の販売所の充実について、斑鳩町の対策をお尋ねします。

○議長（中川靖広君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 地産地消の推進に向けた町内産食材の学校給食での活用についてでございます。

先ほども申しあげました、斑鳩の里・農と食の活性化プロジェクト推進委員会により栽培されましたジャガイモ、黒米、菜種油、サツマイモについて、町立保育所や小・中学校へ納品し、学校給食にて活用されているところでございます。

また、斑鳩町農業振興会では、町内で玉ねぎ等を栽培し、栽培された農産物を学校給食へ納品されております。

次に、町内の農産物直売所につきましては、企業運営の直売所や地域の農業者が運営されている直売所など様々な直売所がございます。こうした直売所につきましては、令和4年度の斑鳩町協働のまちづくり活動提案事業において、つくる暮らしの会により、斑鳩町内の農産物直売所マップを作成され、同団体ホームページにて公表されているところでございます。

なお、直売所につきましては、法隆寺門前に整備が進められております、斑鳩町マルシェ宿泊施設等事業者誘致事業において、斑鳩の特産品や工芸品、農産物等を販売するマルシェが設置される予定であり、こうした施設も活用し、町内の農産物直売所の充実を図ってまいりたいと考えております。以上です。

○議長（中川靖広君） 2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） ありがとうございます。地産地消の推進に向けまして、学校給食への活用や、直売所の充実を図っていただきますようお願いいたします。

次に、斑鳩町の農業振興について、将来に向けた対策をお尋ねします。

○議長（中川靖広君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 斑鳩町に限らず日本の農業につきましては、担い手の高齢化が進んでおり、担い手の不足に伴う遊休農地の増加も進んでいるところでございま

す。

こうした状況を解消すべく、改正農業委員会法が平成28年4月1日に施行され、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規就農者の確保という農地等の最適化の推進活動が農業委員会の必須業務と定められました。

また、改正農業経営基盤強化促進法が令和5年4月1日に施行され、地域における農業の将来のあり方に関し、農地所有者の意向を確認し、地域における5年後・10年後の農地の耕作状況を地図にまとめた目標地図を作成するという地域計画の策定が定められ、当町においても農業委員会等と連携し、令和6年度中での策定を進めているところでございます。

この地域計画においては、地域の農地を5年後・10年後に誰が耕作しているのかを地図上に示しており、その状況から地域農業を支える環境をどのように維持発展していくのかなど、地域の農業者による協議を継続的に実施していくことで、地域全体で目指すべき姿に近づけていくことになるとともに、新規就農希望者への貸付可能農地情報や、当該地域における営農情報を迅速に提供することが可能となります。

こうした活動により、農地利用の最適化を推進し、斑鳩町の農業振興を推進してまいりたいと考えております。なお、町内において特定の農産物について産地化の機運が高まった際には、町といたしましても地元関係者と連携を図り、産地化を推進していきたいと考えております。以上です。

○議長（中川靖広君） 2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） ありがとうございます。現在、進めていただいております地域計画の策定、地域農業者による協議を進めていただきまして、将来も農業が振興していくよう、また斑鳩の里の風景を後世に引き継いでいけるようお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（中川靖広君） 以上で、2番、齋藤議員の一般質問は終わりました。

これをもって、本日の一般質問は終了しました。

明日は、午前9時から一般質問をお受けしますので、定刻にご参集をお願いします。

本日は、これをもって延会します。

お疲れ様でした。

（午前11時25分 延会）